

## 西宮市食品衛生・環境衛生関係営業に係る功労者の市長表彰に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の生活衛生行政に協力し、業界の発展、衛生水準の向上に寄与し、その業績が特に優れている者に対し、表彰状を贈呈し、その功績を顕彰することを目的とする。

### (表彰の対象及び範囲)

第2条 被表彰者の対象及び範囲は次のとおりとし、原則として過去に関係団体の長から表彰を受けたことがある者とする。

#### (1) 食品衛生功労者

食品衛生に関する団体の役員として5年以上従事した者又は食品衛生の指導、普及活動に7年以上従事した者又は食品関係営業の経営に10年以上携わった者で、食品衛生の向上に特に優れた功績があった者

#### (2) 環境衛生功労者

旅館業、興行場業、公衆浴場業、理容業、美容業、クリーニング業の関係団体の役員として5年以上従事した者又は衛生の指導、普及活動に7年以上従事した者又は当該営業の経営に10年以上携わった者で、環境衛生の向上に特に優れた功績があった者

### (提出書類)

第3条 被表彰者の推薦は次の書類2部を保健所長に提出することとし、保健所長は審査のうえ表彰が適当と認める者について、市長に内申を行う。

(1) 候補者の氏名、推薦順位を付した名簿(様式第1号)

(2) 功績調書(様式第2号)

### 付則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。